

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年9月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700013号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700011号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA歯科医院における平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成26年8月までの標準報酬月額を36万円から38万円に訂正する。

平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA歯科医院における平成27年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年5月及び同年6月の標準報酬月額を36万円から38万円に訂正する。

平成27年5月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年9月1日から平成27年7月1日まで

ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、A歯科医院における請求期間の標準報酬月額が、給与支払明細書の総支給額に比べて低く記録されている上、同定期便に記載されている請求期間の保険料納付額と給与支払明細書の厚生年金保険料控除額は、一致していないことが分かった。

請求期間当時の給与支払明細書等の資料を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間については、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日（平成29年6月15日。以下「訂正請求受付日」という。）において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法を適用する期間であるところ、請求者が保管する給与支払明細書、源泉徴収票、市民税・県民税納税通知書及び請求者の給与振込口座に係る預金取引明細表並びにA歯科医院が保管する貸金台帳（以下、併せて「関連資料」という。）により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額によると、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については、関連資料により確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成26年9月1日から平成27年7月1日までの期間の標準報酬月額は、A歯科医院から平成29年8月10日付けで厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）が届出されたことにより36万円から38万円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、保険給付の計算の基礎とはならない標準報酬月額として記録されている。

しかしながら、平成27年5月1日から同年7月1日までの期間については、訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、関連資料により確認又は推認できる報酬月額によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の算定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は38万円であることが確認できることから、請求者の保険給付の計算の基礎となる平成27年5月及び同年6月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

一方、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 5 月 1 日までの期間については、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、前述の第 3 の 1 と同様に厚生年金特例法が適用される期間であるところ、請求者が保管する給与支払明細書及び A 歯科医院が保管する賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、請求者の保険給付の計算の基礎となるオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700010号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年4月5日から昭和32年6月7日まで
昭和31年4月にA社に入社し、その1年後ぐらいに同社はB社という別の会社になった。両社を通算して約5年間勤務したはずなのに、B社の勤務期間は年金の記録となっているが、A社の勤務期間は年金の記録となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主の所在も不明である上、請求期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったものの、請求者を記憶している複数の同僚は、「請求者の勤務期間については分からない。」旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名等は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い上、同名簿に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は、昭和33年1月8日付けでB社に名称変更していることから、請求者の主張する勤務期間とは相違するものの、請求者のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録に、A社の同被保険者記録が含まれていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700012号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA工務店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年7月5日から昭和29年1月5日まで

私は、昭和24年からA工務店に勤務しており、昭和25年7月に同工務店から社会保険の加入を勧められたこと及び同年7月5日頃に同工務店の事務担当者から「健康保険の加入手続をした。」旨告げられたことを記憶している。また、昭和26年に仕事で怪我をして入院した際、労災保険ではなく健康保険を使用したことを記憶しているが、A工務店における厚生年金保険被保険者記録は、昭和29年1月5日が資格取得日とされている。

請求期間当時のことを証言してくれる者がいるので、調査の上、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A工務店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主及び請求者が同工務店の事務担当者として名前を挙げた者の所在も確認できないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A工務店に係る厚生年金保険被保険者記録が昭和27年10月から確認できる同僚は、「私が同年3月にA工務店に入社したとき、請求者は同工務店の業務に携わっていたが、請求者は同工務店の下請として人夫を集める、いわば親方のような仕事をしていました。また、請求者は、A工務店の仕事だけをしていただけではなく、同工務店での仕事がない期間は別の事業所の現場に行っており、その期間においては同工務店との関係はなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、請求者は、「昭和26年に、仕事で怪我をして、B病院に入院し、退院後もC病院に通院したが、その際に労災保険ではなく健康保険を使った。」旨陳述しているが、請求者が当該陳述内容について証言してくれるとして名前を挙げた者は、「請

求者が私の父親に、『怪我で入院したときに、健康保険があつて良かった。』旨の話をしていたことを聞いたことはあるが、病院名などの詳しいことは知らない。」旨陳述している上、前述の医療機関の担当者はいずれも、「請求期間当時の診療録等が残っていない。」旨陳述しており、請求者が健康保険被保険者証を使用したことを確認できない。

加えて、請求者の厚生年金保険被保険者台帳、A工務店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び請求者が所持する厚生年金保険被保険者証において、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 29 年 1 月 5 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。